東京都公安委員会告示第　２９７　号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２６条第１項又は第３４条第２項の規定による行政処分について、同法第４１条第１項及び第４項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和８年１１月９日

東京都公安委員会

委員長　廣　瀬　道　明

記

１　日時

令和８年１１月１７日　午後１時３０分開始

２　場所

千代田区霞が関二丁目１番１号

警視庁本部内　東京都公安委員会聴聞会場

３　事案番号

（１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第４１条第１項の規定による令和８年聴聞第５８号

（２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第４１条第１項の規定による令和８年聴聞第５９号